豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答（要求水準書）

No	資料名	頁	条	項	号	項目名	質問事項	回答	備考
1	要求水準書	8	3	(2)		PFI事業者が行う業務範囲	建設業務に「近隣調整」とありますが、県が行う「近隣対応」との違いは何でしょうか。	PFI事業者が行う「近隣調整」とは、必要に応じて本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策等です。 県が行う「近隣対応」とは、近隣住民・周辺企業に対し、本事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものです。 それぞれについては、事業契約書（案）第16条をご参照下さい。	5/2公表
2	要求水準書	9	3	(2)	表6	PFI事業者が行う業務範囲	PFI事業者が行う業務範囲の中に「見学者対応」とありますが、リスク分担はどのようになっていますか。例えば、小学生が見学中に怪我をしたときは、県・PFI事業者のどちらの責任になりますか。	PFI事業者の帰責事由による場合は、PFI事業者の責任となり、県の帰責事由による場合は、県の責任となります。第三者に対する損害に関する責任分担は、建設業務、運営・維持管理業務について、それぞれ事業契約書（案）第38条、第54条をご参照下さい。	5/2公表
3	要求水準書	14	4	(1)	③	事業用地と施設の配置	「新たな施設・設備の建設等を提案する場合は、事業用地を拡大することを可能とする」とありますが、敷地内のどこまでの範囲で事業用地の拡大は可能なのでしょうか。	入札説明書、要求水準書等に記載してある条件を満たしていれば、敷地内で事業用地を拡大する提案は可能です。	5/2公表
4	要求水準書	15	4	(2)		本施設の処理能力及び処理方法	「汚泥濃縮工程は、必ずしも設置を必要としない」とありますが、標準的耐用年数を経過していない施設は、未利用施設となりますが、問題はないのでしょうか。	本事業の前提条件として、要求水準書4.(1)⑥に、既存施設について記載していますのでご参照下さい。その上で、要求水準書4.(2)に本施設の処理能力及び処理方法を求めておりますので、合わせてご参照下さい。	5/2公表
5	要求水準書	15	4	(3)	②	脱水汚泥に関する基準	表１０に脱水汚泥に関する基準が示されており、その数値以下で提案値を提出することになっています。提案値に対する変動幅について指定はあるのでしょうか。	提案値に対しては変動幅を記載しないで下さい。提案値の考え方については、要求水準書4.(3)②を参照して下さい。	5/2公表
6	要求水準書	15	4	(3)	②	脱水汚泥に関する基準	ペナルティ対象との記載がありますが、その他提案書に記載した提案内容を遵守できなかった場合のペナルティはありますか。	提案内容は実施することが原則です。従いまして、要求水準書に示された業務の水準及び内容よりも、PFI事業者の提案がより優れた又はより厳しい水準又は内容を提案しているものについては、提案された水準が未達成の場合には、ペナルティポイントの加算対象となります。詳細は、事業契約書（案）別紙9をご参照下さい。但し、本事業の遂行上、県が実施を認めない事業提案については除きます。	5/2公表
7	要求水準書	16	4	(3)	②	脱水汚泥に関する基準	[含水率の測定]において、「PFI事業者は、脱水機出口で汚泥含水率に関する基準を満足し、県では3号定量フィーダ出口で含水率の測定を実施」とありますが、脱水機の出口、3号定量フィーダ出口とも要求水準書P16表10に示される脱水汚泥に関する基準を遵守するということでしょうか。（脱水機の出口で許容値内であり、3号定量フィーダ出口で許容値を超えていた場合の扱いについて）	PFI事業者が設置する汚泥脱水機出口側で測定を行う脱水汚泥含水率を管理値とし、この値で基準を遵守する事とします。責任分界点(要求水準書4.(4)②記載)である汚泥焼却炉投入時点（県が行うケーキ定量フィーダでの測定値）では、県が管理値を確認することとします。	5/2公表
8	要求水準書	16	4	(3)	②	脱水汚泥に関する基準	[脱水汚泥量の測定]において、「脱水機汚泥量の測定は、県が3号ケーキ定量フィーダで実施」とありますが、P19の図4では1号・2号焼却施設もあります。3号焼却施設で全量を処理するという前提でしょうか。	発生汚泥量の予測から常時は3号焼却施設のみの運転で対応できる見込みです。なお、1号、2号焼却施設については老朽化も進んでいるため、事業開始後の運用方法は現在のところ、未定です。	5/2公表
9	要求水準書	16	4	(3)	②	返流水に関する基準	ペナルティ対象との記載がありますが、その他提案書に記載した提案内容を遵守できなかった場合のペナルティはありますか。	質問No.6の回答をご参照下さい。	5/2公表
10	要求水準書	17	4	(3)	④	下水汚泥等のバイオマスの受け入れに対する融通性	部分的な改造によって対応できるなど融通性を確保したもの」とありますが、他の下水汚泥や、し尿を受け入れることによる施設の改造に伴い発生する費用は、県所掌でしょうか。また、将来の受け入れの可能性はどのくらい（何%くらい）の確率であるのでしょうか。	前段については、今回の事業には含まれません。バイオマス受入れを行うことになる場合は別事業となり、県とPFI事業者で協議を行います。 後段については、現時点で具体的な計画はありません。	5/2公表
11	要求水準書	17	4	(3)	⑤	焼却施設の排熱利用	本項目において、3号汚泥焼却施設からの排熱を利用することも可能であるとの記述がありますが、3号汚泥焼却施設のみ排熱利用を可能としている理由をご教授頂けますか。	発生汚泥量の予測から常時は3号焼却施設のみの運転で対応できる見込みであり、1号、2号焼却施設については老朽化も進んでいるため、事業開始後の運用方法は現在のところ、未定です。そのため、3号汚泥焼却施設のみでの排熱利用を可能と判断しました。	5/2公表
12									後日回答公表
13									後日回答公表
14									後日回答公表
15									後日回答公表
16									後日回答公表
17									後日回答公表
18									後日回答公表

19	要求水準書	28	4	(10)	1)	機械設備に関する要求水準	各設備の形式は任意となっておりますが、設備の実績は必要でしょうか。実績が必要な場合は、国内の実績のみでしょうか。	前段については、設備の実績の提出を求めておりませんが、落札者決定基準で以下を求めております。 ・落札者決定基準別紙1(2)①で、事業者の提案技術について定性評価しますので、必要に応じて納入・運転実績を様式Ⅱ-3-5の添付資料としてご提出下さい。 ・落札者決定基準別紙1(3)①で、濃縮・脱水・消化工程の運営・維持管理業務実績について定量評価しますので、様式Ⅱ-4-1に従ってご提出下さい。 後段については、国外での実績も提案可能です。	5/2公表
20	要求水準書	32	4	(10)	2)	電気設備に関する要求水準	FITを活用する場合は、PFI事業者側にて電気主任技術者の選任が必要とありますが、実務経験を有することは求められていないということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、落札者決定基準別紙1(2)②で運営・維持管理業務の実施体制の考え方を定性評価します。	5/2公表
21									後日回答公表
22	要求水準書	34	4	(10)	3)	建築設備	汚泥棟以外の施設の火報受信盤が事業用地内にありません。「PFI事業者は既設と同等の管理を行なうこと。」とありますが、受信盤を新たに事業用地内に設けずとも、現状の警備会社との契約による管理でも良いと考えて宜しいでしょうか。	PFI事業用地内で火災報知器が設置されているのは汚泥棟のみですが、処理水再利用施設棟の火災報知器は事業開始前までに汚泥棟の地区監視範囲に変更しますので、PFI事業者の管理範囲となります。また、火災報知器の設置されていない機械濃縮棟をはじめとするその他の建築物についても、現状と同等の管理方法を求めます。 既存の防火管理方法は、警備会社との契約による防火管理であるため、PFI事業者が現在の警備会社との契約を行い、現状と同等の防火管理を実施することは可能です。	5/2公表
23									後日回答公表
24	要求水準書	38	6	(1)	4)	安全衛生管理	「工事車両の出入りについては、周辺の一般道に関し、通行の妨げとならないよう配慮すること。」とありますが、周辺道路及び場内道路における通行ルート及び通行時間帯・重量・車幅等の制限がありますか。 また、工事期間中、入場門付近にガードマン等の交通誘導員を配置する必要はありますか。	前段については、一般道に関しては特別な地元との約束事などはございませんが、通常の公共事業等と同様、周辺道路での大型車の待機など通行の妨げや迷惑にならないよう配慮して下さい。場内道路については、制限速度を遵守して下さい。また、工事車両に関しては、来客者等と極力交錯しないルートを通行して頂くこととなります。 後段については、交通誘導員の配置は不要ですが、交通安全を含めて上記内容を運転手に対して指導して下さい。	5/2公表
25	要求水準書	39	6	(1)	5)	環境保全	「①工事の建設に際し、掘削土砂及び排水の発生量を抑制すること。」とありますが、掘削土に関しては場内再利用するものと解釈して宜しいですか。また、排水の発生量を抑制する方策として、具体的な方針等があればご教示願います。	前段については、県と協議の上、通常の残土性状であると判断された場合は、豊川浄化センター内での流用を可能とします。ただし、第4種建設発生土以上のものに限ります。 後段については、PFI事業者の提案によります。	5/2公表
26	要求水準書	39	6	(1)	5)	環境保全	「②建設ﾘｻｲｸﾙ法を遵守し、工事期間中発生する建設副産物等は、適切に処理、処分又はﾘｻｲｸﾙすること。」とありますが、建設発生土の処分に関し、処分先の指定はありますでしょうか。また、土壌汚染に関する調査については、PFI事業者にて実施するものとして考えて宜しいでしょうか。基準値を超える有害物質が検出された場合、その処分・対策費用を発注者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	前段については、処分先の指定はございません。 中断については、ご理解のとおりです。 後段については、ご理解のとおりです。	5/2公表
27	要求水準書	39	6	(1)	9)	建設副産物等の取扱い	「…有価物の対象となるものについては、県が指定する仮置場に仮置きし、県へ引渡しを行うこと。」とありますが、「有価物」に該当するか否かは、事業者の判断によるという理解で宜しいでしょうか。また、「県が指定する仮置場」は、場内の屋外且つトラック等での搬送・荷降ろしが可能な平坦面（ＧＬ上）で、養生等は不要と理解して宜しいでしょうか。	前段については、県が判断します。判断は、建築副産物等の処分を行う時点とします。 後段については、場内の屋外且つトラック等での搬送・荷降ろしが可能な平坦面（ＧＬ上）を想定していますが、ブルーシート等の養生を実施して下さい。	5/2公表
28									後日回答公表
29	要求水準書	46	7	(2)	2)	生汚泥、余剰汚泥の受け入れ	水処理施設で発生する生汚泥及び余剰汚泥を全て受け入れることとあります。汚泥を全量受け入れられない事象が発生した場合のリスク分担の考え方をご教示下さい。	・責任分界点内の施設・設備及び運転を起因として汚泥を受入れられない場合は、事業者のリスクとします。 ・水処理施設側の定期点検等で汚泥引抜きを実施する場合は、事前に県とPFI事業者で協議を行います。その上で、協議で定めた汚泥引抜き量を超過した引抜きを県が実施した場合は、県のリスクとします。	5/2公表
30	要求水準書	49	7	(3)	2)	表19	各施設の躯体は、県殿の範囲となっていますが、屋根、外壁、水槽等からの漏水等の修繕は、県殿の範囲と考えて宜しいでしょうか。	躯体そのものに起因する場合はご理解のとおりですが、それ以外の場合（建築付帯物に起因する場合等）はPFI事業者範囲とします。	5/2公表
31	要求水準書	49	7	(3)	2)	表19	建築、土木の付帯設備で、現状、故障や機能上の不具合がある場合は、県殿にて事業開始前までに修繕して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	建築、土木の付帯設備は、入札公告時点において故障や機能上の不具合はないため、現状渡しを想定しています。 今後、故障や機能上の不具合が発生した場合は、業務を遂行する上で県が必要と判断したものについては、汚泥処理施設の運営・維持管理開始までに県で修繕を実施します。	5/2公表
32									後日回答公表

33	要求水準書	49	7	(3)	2)	表19	外構の維持管理に道路舗装がありますが、事業用地内に汚泥焼却施設への道路も含まれています。当事業のみに通行する道路のみを対象に出来ませんでしょうか。	認められません。	5/2公表
34									後日回答公表
35	要求水準書	51	7	(3)	4)	汚水排水	「汚泥処理事業」において発生する下水についての記載がありますが、「バイオマス利活用事業」も同様に豊川浄化センター返流水ピットに排水し、返流水管でブロワー棟南9号マンホールまで返送できるということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 排水に必要な配管敷設等は、PFI事業者の提案によります。	5/2公表
36									後日回答公表
37	要求水準書	53	7	(3)	8)	地域住民対応	地域で実施される社会活動について具体例や頻度を教えて下さい。	年に数回程度、豊川浄化センター周辺での清掃活動がございます。また、前芝地区の海岸清掃や工業団地内の防災訓練がございますので、積極的な参加を期待します。	5/2公表
38									後日回答公表
39									後日回答公表
40									後日回答公表
41	要求水準書					長寿命化	長寿命化計画については、愛知県長寿命化計画策定マニュアルに基づいて、計画する必要があるでしょうか。それともPFI事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	国の交付金を活用することを想定していますので、「下水道施設の改築について（平成25.5.16国水下事第7号下水道事業課長通知）（下水道事業の手引き 平成25年度版　日本水道新聞社　p.343参照）」及び、愛知県長寿命化計画策定マニュアルに基づき、PFI事業者が長寿命化計画を策定して下さい。	5/2公表